

## 基本利用料金(2021年8月1日～)

所得区分	要介護度	1日あたりの利用料						月間利用料
		介護サービス費			居住費	食費	日額合計	30日計算
		3割	2割	1割				
第1段階 生活保護受給者、市民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者	要介護1～5			500	820	300	1,620	<b>48,600</b>
第2段階 市民税非課税世帯、本人の年金収入額+その他の合計所得金額が年額80万円以下かつ、預貯金等の合計が650万円(夫婦は1,650万円)以下	要介護1～5			500	820	390	1,710	<b>51,300</b>
第3段階① 市民税非課税世帯、本人の年金収入額+その他の合計所得金額が年額80万円超120万円以下かつ、預貯金等の合計が550万円(夫婦は1,550万円)以下	要介護1～5			820	1,310	650	2,780	<b>83,400</b>
第3段階② 市民税非課税世帯、本人の年金収入額+その他の合計所得金額が年額120万円超かつ、預貯金等の合計が500万円(夫婦は1,500万円)以下		820	<b>1,310</b>	<b>1,360</b>	<b>3,490</b>	<b>104,700</b>		
第4段階 市民税世帯課税の方	要介護1	2,044	1,363	681	2,300	1,750	4,731	<b>141,930</b>
	要介護2	2,257	1,504	752	2,300	1,750	4,802	<b>144,060</b>
	要介護3	2,486	1,657	829	2,300	1,750	4,879	<b>146,370</b>
	要介護4	2,702	1,802	901	2,300	1,750	4,951	<b>148,530</b>
	要介護5	2,912	1,942	971	2,300	1,750	5,021	<b>150,630</b>

※ 上記介護サービス費(第四段階は除く)は、高額介護サービス費に基づいて計算しています。  
また、日額合計及び月額利用料は1割負担の場合で計算しています。※青字は変更箇所

・ 上記金額には、介護サービス費、個別機能訓練体制加算、精神科医による療養指導加算、認知症専門ケア加算、サービス提供体制強化加算Ⅰ、看護体制加算Ⅰ・Ⅱ、夜勤職員配置加算、日常生活継続支援加算、口腔衛生管理加算、褥瘡マネジメント加算、排せつ支援加算、自立支援促進加算、科学的介護推進体制加算、安全対策体制加算、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)が別途必要です。(対象者のみ)

・ 入院・外泊時費用

入院または外泊をされた場合には、決められた介護サービス費(入院・外泊後6日間、1日あたり257円)及び1日あたり2,300円の居住費をご負担いただきますので、ご理解下さい。

※ おおよその費用になります。

## その他(日常生活費等)

行事参加費、理美容代など

項目	内容	料金
特別な食事	行事食等の特別な食事時に別途かかる費用	実費相当額
娯楽費	レクリエーション、クラブ活動参加費として、材料費相当額をご負担いただきます。	実費相当額 (例 お花代660円)
理髪代	提携している業者が行う理美容サービス	業者設定額
通信費	電話・はがき・切手・FAX等に必要な費用	実費相当額
おやつ・飲み物代	おやつ、飲み物費用(コーヒー・紅茶・お茶等)	220円/日
その他	日常生活上必要な諸経費	実費相当分

※ 居室及びユニット内の電気・水道・ガスの使用料金は含まれています。

### ◇費用サンプル 八戸ノ里 花子さん(女性85歳)の場合

現在の収入は年金のみ 介護度は要介護3  
区分は第2段階

花子さんの現在の収入は年金のみで、年間受給額は約80万円程度。介護保険の負担割合は1割、前年の収入を基準にした減額制度によりサービス費のご利用者負担は第2段階です。サービス費、居住費、食費、その他の費用も含めて月額約6万円程になります。

※医療費、行事参加費は実費負担になりますので含まれていません。

※おおよその費用になります。

#### ■概算費用(月額)

サービス費	15,000円
居住費	24,600円
食費	11,700円
その他(飲み物+おやつ代)	6,600円

合計 57,900円